



現職者共通研修【10.事例報告】申請方法について

2013年度より事例報告の認定基準が変更になりました。また、2016年4月1日より、申請から押印までの流れが下記のとおり変更になりましたので御確認ください。

【10.事例報告】の方法を①～⑥の中から1つを選択

県士会
推 奨

① 静岡県内の地区ごとに開催する「現職者共通研修「事例報告会」にて発表する。

② OT協会学術部「事例報告登録制度」に登録する。

③ 協会主催の学会および査読審査のある士会の学会等で、事例研究として筆頭発表する。

④ 静岡県士会の認定SIG(他団体の学術集会等における事例発表も含む)において、事例を筆頭発表する。

⑤ 認定作業療法士あるいは基礎研修修了者が指導する施設団体等で行われてる事例報告会にて筆頭発表する。

NEW

⑥ MTDLP実践者研修における事例検討会で事例発表する。
※この発表の基準は、MTDLP事例検討会運営基準(MTDLP研修制度 研修シラバス参照)に基づくものとする(ただし読み替える場合はファシリテーターが生涯教育制度基礎研修修了者以上に限る)。

【申請に必要な書類】

	①	②	③	④	⑤	⑥
a. 生涯教育手帳	○	○	○	○	○	○
b. 教育部担当からの返信メール	—	○	○	○	○	○
c. 発表済みの事例報告書のコピー	—	○	○	○	○	○
d. 発表日時を証明する書類(案内等)	—	—	○	○	○	○
e. 事例報告履修申請書 ^(※)	—	—	—	—	○	○

(※)県士会HPよりダウンロードしてください。

②～⑥の場合

静岡県士会専用
事例報告書式^(※)

データで提出

教育部担当(中村)からの
返信メール^(b)を受理

押印

学会・研修会等の「教育部
受付」に上記【申請に必要な
書類】を提出

問
合
せ

一般社団法人 静岡県作業療法士会 教育部

中村哲朗(静岡済生会総合病院)

E-mail : otshizukyou@yahoo.co.jp

TEL : 054-285-6171(代表) 8時30分から17時15分